令和８年 11 月 25 日
教育課程企画特別部会
参 考 資 料 ２ － ４

令和８年１０月１５日

文　　部　　科　　学　　省
中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会
教 育 課 程 企 画 特 別 部 会 様

「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」についての意見書

全国教育管理職員団体協議会

◆第１部より

■第１章子供たちを取り巻く社会や学校の現状と課題①に関わって

『社会や経済の先行きに対する不確実性がこれまでになく高まる中、転職やリスキリング・副業などを含むマルチステージの人生モデルへの転換が進むと想定され、この状況を踏まえて、当事者意識を持って自分の意見を形成しつつ、異なる価値観を持つ多様な他者の主張や感情を受け止め、対話と合意を重ねながら、問題を発見・解決できる「民主的で持続可能な社会の創り手」を育てる必要が高まっている。』方向性および認識は了解するが、ひとり一人に寄り添い育てることが職務である学校現場の状況は、ただでさえ業務過多な上に教員不足により負担が尚さらに増加し、教員に余裕がなく心身ともに疲弊している。この結果、病休職あるいは離職につながり負の連鎖に陥っている。さらに、追い打ちをかけるのが、教員採用選考試験の倍率低下により教員の質が甚だしく低下し学校不信をすら生じている。

○学習指導要領に示される不確実な将来を生き抜く力は、所謂点数化できる「見える学力」のみならず「見えない学力」（自尊心・自己有用感・レジリエンス）を育成することによって成立する。また、学校で安心できる居場所を確保できてこそ、「主体的・対話的な深い学び、多様性の包摂、実現可能性の確保」を実現できる。

○これらを実現するには、優秀な教員が児童生徒ひとり一人に対するきめ細かな家庭環境・成育歴まで配慮した教育活動がなされなければならない。

○次期学習指導要領は、国家および児童生徒の未来を確かなものにする重要な方向性を示しているが、これらの実現には教育活動の基礎となる教員の質の担保と欠員の解消が必須である。

学習指導要領の趣旨を実現するため、前提としての教育環境の整備を是非お願いしたい。

■第２章 次期学習指導要領に向けた基盤となる考え方（３）自らの人生を舵取りすることのできる民主的で持続可能な社会の創り手の育成に関わって

子供は将来の夢や希望があってこそ、主体的で他の人の考えや思いを自分に生かそうとする学習心や向上心に関わる対話的な学習が充実する。心豊かで夢や希望のもとにより深い学びができる。それには、道徳教育や心の教育で子供の心を耕すような教育が何よりも大切である。これを抜きにして「主体的・対話的で深い学び」などがより充実するとは思えない。道徳心や人間性の育成と「主体的・対話的で深い学び」との関係や結び付きについて、書き込む必要がある。

■第３章(1)『深い学び』の実装に向けた基本的な考え方について (2)「知識・技能に関する統合的な理解」「思考力・判断力・表現力等の総合的な発揮」による構造化等に関わって

学習指導要領の目標・内容の構造化の推進に向けて、その具体的な構造化のあり方として、「知・技」の深まりについて可視化した「統合的な理解」、「思・判・表」の深まりを可視化した「総合的な発揮」、且つ、それらにぶら下がる個別の資質・能力とともに一体的に育成しつつ、それらの「統合的な理解や総合的な発揮」を促す学びのプロセスが、次期学習指導要領における「深い学び」であると規定している。

しかも、「統合的な理解・総合的な発揮」による構造化は、優れた教師の理解を全教師の共有財産とするものとも言える、と謳っている。「統合的な理解・総合的な発揮」の構造化は前例のない取組であるからこそ、教育的にはこれまであまり馴染んではいなかった言葉・概念であり新鮮ではあるが分かりにくさも感じられる。達成目標ではないが、いわゆる方向目標であるとも記述されている。多重的な説明があまりに多く、その意図を含めより分かりやすく丁寧な説明を望むものである。

■第１部 第４章、第５章等の「調整授業時数制度」に関わって

１．第４章（２）義務教育段階における「調整授業時間制度」の創設等【②調整授業時数制度の基本的な仕組み】

調整授業時数制度では、対象となる各教科等について、学習指導要領に示す内容をいずれも取り扱うことを前提とした上で、各教科等の標準授業時数を下回って教育課程を編成することを可能とするとともに、それにより生み出された時間（以下「調整授業時数」という。）を地域や学校、児童生徒の実態を考慮した以下のような取組に充てることができるものとすべきであるとし、〇別の教科に上乗せ、〇新教科の開設〇児童生徒の実態に応じた学習支援など、資質・能力の育成に資する効果的な教育プログラムを実施するための裁量的な時間（以下「裁量的な時間」という。）〇学校や教師に職務遂行上の「余白」を生み出し、教師の力量向上や学校全体の教育力向上を経て、子供たちの資質・能力の育成に繋がるという好循環を仕組化するため、裁量的な時間の一部について、教育の質の向上を目的とした、授業や指導の改善に直結する組織的な研究・研修等に充てることも可能とする、としたことは評価できる。さらに、調整授業時数制度によって、児童生徒の教育プログラムを実施できると共に、教師の組織的な研究・研修などに充てることもでき、学校の実態に応じて、取組を選択することができ、現場にとっては有難い。

2．第４章（２）⑨で示したように、裁量的な時間（研究・研修等枠）を活用して週１コマ程度の研修の時間が確保できるようになることで、週 29 から週 28 コマへの見直しに留まらず、調整授業時数制度の下では、週 27 コマの授業＋研究・研修１コマといった週時程が無理なく一般的に実施できる環境整備も重要である。とされ、週のコマ数を減らすことが可能となり、働き方改革にもつながるものである。そして、週 27 コマの授業＋研究・研修１コマという例が示されたことは、「学習枠(他教科上乗せ、裁量的な時間等)」に加え「研修枠」の設定実現・確保を担保し、現場に余裕を与えるものと考える。

3．第４章「多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程」については「調整授業時数制度」を踏まえた上で学校の自律性、主体性を発揮し、可能な限り推進する方向が望ましい。特に小学校では、校長のリーダーシップのもと「調整授業時数制度」を積極的に推進する方向が望ましい。

4．調整授業時数制度及び単位授業時間の柔軟な設定により、教育課程の柔軟性が大きくなるが、実施授業時数をどういう形で記録を残していくのか。例えば、小学校の場合、単位授業時間を 40 分にした場合 45 分に換算して報告するなど、実時数を定型の報告により枠に当てはめるとなると教員及び管理職に新たな負担が生じるのではないか。報告に当たっても柔軟な対応が必要であると考える。

■第１部 第７章 情報活用能力の抜本的向上と質の高い探究的な学びの実現に関わって

1．『皆と同じことができること以上に、自らの「問い」や「好奇心」を原動力として、独自の発想や視点から新たな意味や価値を創造する力が不可欠となる。こうした力を学校教育の中で意図的に身に付け　る機会を提供することが重要となる。』とあるが、「独自の発想や視点、意味や価値」を創造するためには、AI による過去のデータに基づく「最適解」は必ずしもイノベーションを産み出し、未来を形成するものではない。有用なものとするためには、人間自らの未来予測に基づく「プロンプト」が必要である。プロンプトは、AI に対して何かを「促す」ための指示である。学校教育では、AI に依存するのではなく、自分で課題を設定し試行錯誤しながら「納得解」を導きだせるようにするトレーニングが求められる。このプロセスが「質の高い探究的な学び」であり、イノベーションを揺籃している。このためには、教員が指導書を超える授業を展開できる能力を資質として備えることが求められる。

2．２０４０年代の社会が AI をはじめとする情報技術が飛躍的に発展し、社会・経済のあらゆる活動や価値創造の基盤となることが見込まれる、つまりは超デジタル社会になるとの予測に異論はない。しかし、教育のデジタル化を進めてきた先進国が学力等の観点からアナログに回帰する傾向がみられる。審議まとめにおいては「情報技術への過度の依存や、必要な学習過程の省略といった負の側面も懸念される」との認識がある。例えばデジタル教科書の導入においても紙の教科書とのバランスや「読み・書き」といった自らの身体を活用したアナログ的な活動の有効性が指摘されている。日本では先進諸国に較べて、タブレットＰＣ等、ＩＣＴ機器の一斉導入が遅れた分、「令和の日本型学校教育」では、先進諸国のデジタル化の取組みのメリット・デメリットを十分、吟味することが可能となった。従って、デジタルとアナログのバランスの取れた効果的な利活用及び小学校、中学校、高等学校と基礎段階から上級学校に進む段階でのデジタルに対するアナログ活動の割合を示すなど、教育課程部会には世界の現状を把握した上で教育委員会への日本の未来に向けた骨太の施策提示をお願いしたい。

■第１部 第８章 次期学習指導要領の趣旨を実現するために必要な方策（６）諸条件の整備のあり方　⑦教師の養成・採用・研修に関わって

条件整備の最も重要な要素の一つが、教育活動を担う教師の量と質の担保である。次期学習指導要領に向けた検討と「車の両輪」で、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について検討を進め、教師の養成・採用・研修の改革と一体的に進める必要がある、とされる。

教職の魅力の再生と教員の地位向上や優秀な教育人材確保のために、次期学習指導要領の「統合的な理解・総

合的な発揮」の理解は勿論のこと、優秀な教員の採用方策としての、教員採用一次試験の全国共同実施の早期実現、優秀な教師の奨学金減免の拡大、児童理解を含む対人理解・地域対応・保護者対応の能力等の研修等の取組を積極的に導入いただきたい。

■第２部より

■第２章　体育・保健体育【社会や学校の状況等を踏まえた課題】<健康・安全に関する課題> に関わって

次のような項目を加えることが、効果的だと考える。

・屋内施設に冷暖房が完備されるなど、生活環境が快適になっている。反面、人間が本来持っている、暑さや寒さに耐える力が弱くなっている。無理はいけないが、少しずつ、意図的に暑さ寒さに耐える力を培っていく必要がある。冷暖房の設定温度を適切に設定することにより、暑さ寒さに耐える力を培うと共に、温暖化対策など環境問題にもプラスとなる。

・暑さ寒さに耐える力とともに、病気になりにくい丈夫な体をつくりあげていくことも大切である。日本全体の医療費が財政を圧迫している。健康寿命を延ばし、医療費を削減するには、幼少期からの生活習慣が大切である。家庭での教育力が低下している現状で、学校が、早寝早起き朝ごはん、歯磨きなど、生活習慣の大切さを児童生徒に意識させていくことが求められる。

・「体力低下」が心配されているが、主として、行動体力である。病気になりにくい体、暑さ寒さに耐える力など、「防衛体力」を高める取組が求められる。

■第２部　第３章不登校児童生徒に係る特別の教育課程（２）に関わって

１．不登校児童生徒については、様々な背景・理由により学校を欠席し、十分な学びの時間を確保することが容易ではないという実態があるが、まずは公教育において「登校」した上での学校生活における学びの価値について、文科省は整理すべきであると考える。現実の不登校児童生徒に対し COCOLO プランに基づき、「多様な学びの場の確保」を行っているが、「不登校そのものが多様な学び方」であると誤解を招かないようにする必要がある。公の場には好き嫌い、プレッシャー等の心理的なハードルや障害があるが、それらを完全に避けることが容易にできると思ってしまうような学びの場を提供することには慎重であるべきだ。学校・学級も小さな社会であり公の場である。社会の場でそれぞれが個に応じて生きていける力を付けるために、いっそう創意工夫すべきであるとともに、学校現場に対する支援をさらに充実していく必要があると考える。

２．『児童生徒自身が計画の作成過程に関わり、学びを積み重ねることなどを通じて学習意欲や自己肯定感を取り戻していくといった、新たな性質を有する個別の指導計画の作成を前提とした仕組みを国として整備する必要がある。』

・今後、不登校児童生徒数について個々人の孤立化（非社会性）、怠学等による不登校はもとより、むしろ積極的に「個」に応じた学習を求める結果、不登校という状態を選択する事案が増加すると見込まれる。であれば、学校に行くことを前提とした用語である「不登校」という語そのものが、死語となる未来も想定しなくてはならない。

・義務教育段階における学びは児童生徒にとって権利であり、学校という制度が学びの足かせになってはいけない。柔軟に対応するには、学校教育の前提である学年・学級という「履修主義」とは別に「習得主義」の導入も視野にいれるべきではないか。児童生徒が自からの発想で学びのスタイル（時間・場所・内容）を決定することで、個に応じた教育が担保される。例えば「特定分野に特異な才能のある児童生徒」の学びの在り方もこれに該当するであろう。ただ課題としては、学校在籍の在り方、成績の在り方（評価者を誰にするのか、および評価結果）等が挙げられる。例えば、進路等に関わって「履修主義」評価との関係で不平等が生じないか等が想定される。

・多様な背景のある「不登校」児童生徒に対して、AI の活用を視野に入れた新しい制度(学びのレール)の確立が求められる。